

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、予算の範囲内において運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるものほか必要な事項を定めることにより、保育内容の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

(交付の申込み)

第3条 補助金の交付を申し込もうとする者は、補助金交付申込書（様式第1号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の申込書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 第5条及び第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第7条 補助金は、概算額を2回に分けて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で事業を開始する者または年度途中で事業を終了する者に対する概算額の交付回数は、市長が別に定める。

3 前2項の規定による概算額の交付時期は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定の変更等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更交付の申込み)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第3条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、補助金変更交付申込書（様式第4号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第10条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る

書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第4条第1項後段及び同条第2項の規定は、この場合について準用する。

(変更交付決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第6号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業報告書及び歳入歳出決算（見込）書を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申込みをしたとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 市職員の指示に従わないと。

(仕入控除)

第17条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第8号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和52年度分の補助金から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年3月23日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から実施し、平成26年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、名称を「豊中市民間保育所運営費補助金要綱」から「豊中市施設型給付施設及び地域型保育給付施設運営費補助金要綱」と改正したうえで、平成27年5月29日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、名称を「豊中市施設型給付施設及び地域型保育給付施設運営費補助金要綱」から「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱」と改正したうえで、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月31日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月27日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月31日から実施する。

2 改正後の要綱別表使用済みおむつ処理補助金の項の規定は、令和4年9月分以

降の補助金について適用する。

3 改正後の要綱別表物価高騰対応補助金の項の規定は、令和4年10月分以降の補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年度 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱第2条 別表

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)																																								
一時預かり事業(幼稚園型)	文部科学省・厚生労働省連名通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に基づき一時預かり事業(幼稚園型)を実施すること。	<p>一時預かり事業(幼稚園型)の実施に必要な経費</p> <p>次の各基準額×延べ利用児童数(市内ののみ)の合計額(ただし、1施設当たり年額10,223,000円を超える場合は、この限りでない)と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額</p> <p>ア在籍園児分 基準額(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア)基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <p>I 年間延べ利用児童数(他市含む)2,000人超の施設</p> <table> <tr><td>①平日</td><td>400円</td></tr> <tr><td>②長期休業日(8時間未満)</td><td>400円</td></tr> <tr><td>③長期休業日(8時間以上)</td><td>800円</td></tr> </table> <p>II 年間延べ利用児童数(他市含む)2,000人以下の施設</p> <table> <tr><td>①平日</td><td>(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)-400円(10円未満切り捨て)</td></tr> <tr><td>②長期休業日(8時間未満)</td><td>400円</td></tr> <tr><td>③長期休業日(8時間以上)</td><td>800円</td></tr> </table> <p>(イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)</p> <table> <tr><td>(イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)</td><td>800円</td></tr> </table> <p>(ウ)長時間加算</p> <p>I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <table> <tr><td>①超えた利用時間が2時間未満</td><td>150円</td></tr> <tr><td>②超えた利用時間が2時間以上3時間未満</td><td>300円</td></tr> <tr><td>③超えた利用時間が3時間以上</td><td>450円</td></tr> </table> <p>II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <table> <tr><td>①超えた利用時間が2時間未満</td><td>100円</td></tr> <tr><td>②超えた利用時間が2時間以上3時間未満</td><td>200円</td></tr> <tr><td>③超えた利用時間が3時間以上</td><td>300円</td></tr> </table> <p>(エ)就労支援型施設加算(事務経費)</p> <table> <tr><td>基準額(1か所当たり年額)</td><td>1,383,200円</td></tr> </table> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること ③本事業の業務を担当する職員を追加で配置すること <p>(オ) 保育体制充実加算</p> <p>I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設</p> <table> <tr><td>基準額(1か所あたり年額)</td><td>2,892,400円</td></tr> </table> <p>II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設</p> <table> <tr><td>基準額(1か所あたり年額)</td><td>1,446,200円</td></tr> </table> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。</p> <p>③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。</p> <p>④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読み替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。 また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。 また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>イ在籍園児以外の児童分 基準額(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア)基本分</p> <table> <tr><td>(ア)基本分</td><td>800円</td></tr> </table> <p>(イ)長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <table> <tr><td>①超えた利用時間が2時間未満</td><td>150円</td></tr> <tr><td>②超えた利用時間が2時間以上3時間未満</td><td>300円</td></tr> <tr><td>③超えた利用時間が3時間以上</td><td>450円</td></tr> </table>	①平日	400円	②長期休業日(8時間未満)	400円	③長期休業日(8時間以上)	800円	①平日	(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)-400円(10円未満切り捨て)	②長期休業日(8時間未満)	400円	③長期休業日(8時間以上)	800円	(イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	800円	①超えた利用時間が2時間未満	150円	②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円	③超えた利用時間が3時間以上	450円	①超えた利用時間が2時間未満	100円	②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円	③超えた利用時間が3時間以上	300円	基準額(1か所当たり年額)	1,383,200円	基準額(1か所あたり年額)	2,892,400円	基準額(1か所あたり年額)	1,446,200円	(ア)基本分	800円	①超えた利用時間が2時間未満	150円	②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円	③超えた利用時間が3時間以上	450円	
①平日	400円																																										
②長期休業日(8時間未満)	400円																																										
③長期休業日(8時間以上)	800円																																										
①平日	(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)-400円(10円未満切り捨て)																																										
②長期休業日(8時間未満)	400円																																										
③長期休業日(8時間以上)	800円																																										
(イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	800円																																										
①超えた利用時間が2時間未満	150円																																										
②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円																																										
③超えた利用時間が3時間以上	450円																																										
①超えた利用時間が2時間未満	100円																																										
②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円																																										
③超えた利用時間が3時間以上	300円																																										
基準額(1か所当たり年額)	1,383,200円																																										
基準額(1か所あたり年額)	2,892,400円																																										
基準額(1か所あたり年額)	1,446,200円																																										
(ア)基本分	800円																																										
①超えた利用時間が2時間未満	150円																																										
②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円																																										
③超えた利用時間が3時間以上	450円																																										

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)																																							
豊中市人材確保対策特別補助金	公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。	豊中市待遇改善手当・職員人件費・退職金積立・人材確保に係る諸経費(ただし、退職金積立は補助基準額の1/2を上限とする。)	<p>ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人あたり日額)4,000円 対象は豊中市障害児保育実施要綱に基づき、障害児保育の必要性を認められた児童(ただし担任配慮は除く)</p> <p>前年度の特定教育・保育等に要する費用の額【新規施設については、当該年度の特定教育・保育等に要する費用の額】(公定価格)に8.75%を乗じた額に保育定員確保緊急対策事業助成金を加えた額と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額</p> <p>保育定員確保緊急対策事業 (1)1号→2号への切り替え(利用定員の変更) ・対象施設:認定こども園 ・要件:基準日(令和元年10月1日)と比べ2号の利用定員を拡充していること ・対象月数:2号の利用定員拡充後の月数 ・補助基準額:1人あたり月額1万円</p> <p>(2)2号定員の弾力による受け入れ枠の拡充 ・対象施設:保育所(2号園児在籍施設のみ)、認定こども園 ・要件:以下の①かつ②を満たすこと ①基準日(令和元年10月1日)と比べ2号の受け入れ枠を拡充していること ②基準日(令和元年10月1日)と比べ2・3号の利用定員が減少していないこと ・対象月数:2号の受け入れ枠拡充後の月数 ・補助基準額:1人あたり月額1万円</p> <p>(3)2・3号定員の既存弾力化率110%以上維持 ・対象施設:保育所、認定こども園、地域型保育施設 ・要件:基準日(令和元年10月1日)と補助をうける年度の4月1日時点のいずれにおいても、2・3号の弾力化率(受け入れ枠÷利用定員)が110%を超えていたこと ・対象月数:12か月(4月～3月) ・補助基準額:1人あたり月額5千円</p>																																							
延長保育事業	厚生労働省通知「延長保育事業の実施について」に定める要件に基づき延長保育事業を実施すること。	延長保育事業の実施に必要な経費	<p>次の(1)と(2)の合計額</p> <p>(1)次の①と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額、②と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額の合計額</p> <p>①保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 18,800円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 37,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業A型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 13,100円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 26,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保育標準時間認定(1事業当たり年額) 国基準額と市基準額の合計額が補助基準額 ア 保育所及び認定こども園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>国基準額</th> <th>市基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下)</td> <td>600,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>1時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上)</td> <td>1,667,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下かつ19:01時点の平均対象児童数2人以下)</td> <td>600,000円</td> <td>486,500円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以下)</td> <td>2,640,000円</td> <td>486,500円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以上)</td> <td>2,640,000円</td> <td>1,435,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業A型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>国基準額</th> <th>市基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下)</td> <td>600,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>1時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上)</td> <td>1,338,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	基準額	1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 18,800円	2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 37,600円	延長時間区分	基準額	1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 13,100円	2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 26,200円	延長時間区分	国基準額	市基準額	1時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下)	600,000円	0円	1時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上)	1,667,000円	0円	2時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下かつ19:01時点の平均対象児童数2人以下)	600,000円	486,500円	2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以下)	2,640,000円	486,500円	2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以上)	2,640,000円	1,435,000円	延長時間区分	国基準額	市基準額	1時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下)	600,000円	0円	1時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上)	1,338,000円	0円
延長時間区分	基準額																																									
1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 18,800円																																									
2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 37,600円																																									
延長時間区分	基準額																																									
1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 13,100円																																									
2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 26,200円																																									
延長時間区分	国基準額	市基準額																																								
1時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下)	600,000円	0円																																								
1時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上)	1,667,000円	0円																																								
2時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下かつ19:01時点の平均対象児童数2人以下)	600,000円	486,500円																																								
2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以下)	2,640,000円	486,500円																																								
2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以上)	2,640,000円	1,435,000円																																								
延長時間区分	国基準額	市基準額																																								
1時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下)	600,000円	0円																																								
1時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上)	1,338,000円	0円																																								

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)		
			2時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下かつ19:01時点の平均対象児童数2人以下)	600,000円	162,000円
			2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数2人以下)	1,662,000円	162,000円
			2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以上)	1,662,000円	1,292,000円
			ウ 事業所内保育事業(定員20人以上)		
			延長時間区分	国基準額	市基準額
			1時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下)	276,000円	0円
			1時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上)	1,533,000円	0円
			2時間 (18:01時点の平均対象児童数2人以下かつ19:01時点の平均対象児童数2人以下)	276,000円	447,500円
			2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数2人以下)	2,428,000円	447,500円
			2時間 (18:01時点の平均対象児童数3人以上かつ19:01時点の平均対象児童数3人以上)	2,428,000円	1,320,500円
			(2) (1)①②それにおいて、実支出額が補助基準額を上回っている場合、延長保育料を無料とする世帯について、無料にした延長保育料		
嘱託医手当加算補助金	嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医、嘱託耳鼻咽喉科医、嘱託薬剤師を配置すること。	嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医、嘱託耳鼻咽喉科医、嘱託薬剤師に対して支出する手当	<p>次の(1)～(4)の合計額</p> <p>(1)嘱託医基準額と補助対象経費(嘱託医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $\text{嘱託医基準額} = (309,700 - 202,840) + (@800 \times \text{在籍児童数})$</p> <p>(2)嘱託歯科医基準額と補助対象経費(嘱託歯科医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $\text{嘱託歯科医基準額} = (309,700 - 202,840) + (@400 \times \text{在籍児童数})$</p> <p>(3)嘱託眼科医基準額と補助対象経費(嘱託眼科医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $\text{嘱託眼科医基準額} = (309,700 - 202,840) + (@200 \times \text{幼児の在籍児童数})$</p> <p>(4)嘱託耳鼻咽喉科医基準額と補助対象経費(嘱託耳鼻咽喉科医に支出する手当)とを比較して低い方の額 $\text{嘱託耳鼻咽喉科医基準額} = (309,700 - 202,840) + (@200 \times \text{幼児の在籍児童数})$</p> <p>(5)嘱託薬剤師基準額と補助対象経費(嘱託薬剤師に支出する手当)とを比較して低い方の額 $\text{嘱託薬剤師基準額} = (\text{保育所・地域型事業}) = 212,800$ $= (\text{認定こども園・幼稚園}) = 212,800 - 141,988$</p>		
家庭支援推進保育事業	厚生労働省通知「家庭支援推進保育事業について」に定める要件に基づき家庭支援推進保育事業を実施すること。	家庭支援推進保育を実施するために配置した保育士、幼稚園教諭、保育教諭の人件費	<p>補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 $\text{基準額} = 253,791円 \times \text{対象延月数}$</p>		
体力向上の基礎を培う「げんキッズプロジェクト」	専門講師による運動遊びの指導を実施すること。	専門講師による運動遊びを実施する費用	<p>補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 $\text{基準額} = 10,000円 \times 4\text{回}$</p>		

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)						
園外保育費加算	園外保育を実施すること。	園外保育に要する費用	<p>次の(1)と(2)の合計額</p> <p>(1)バス借上料補助 基準額と実支出額を比較して低い方の額 基準額=バス1台あたり70,000円 ※年間バス借上台数=(幼児数÷40(小数点以下切上))×3</p> <p>(2)その他園外保育加算費 園外保育に係る経費のうち、(1)以外の経費について、基準額と実支出額を比較して低い方の額 基準額=@200円×3回×(幼児数+引率職員数(4人以内))</p>						
児童管理費	児童の健康・安全、衛生管理を図ること。	日本スポーツ振興センター保険、損害賠償責任保険、尿検査等の費用で市が定める額	<p>補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額</p> <p>基準額: 入所児童1人当たり 年額 2,630円</p>						
看護師配置補助金	乳幼児の健康・衛生管理を図り保育の内容の充実に努めること。ただし、病児保育事業(体調不良児対応型)の補助を受ける場合は、対象外とする。	乳幼児保育の健康・衛生管理のために配置した看護師の人事費	<p>補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額</p> <p>基準額=273,750円×対象延月数</p>						
病児保育事業(体調不良児対応型)	厚生労働省通知「病児保育事業の実施について」の体調不良児対応型に定める要件に基づき病児保育事業(体調不良児対応型)を実施すること。ただし、看護師配置補助金の補助を受ける場合は、対象外とする。	病児保育事業(体調不良児対応型)の実施に必要な経費	<p>補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額</p> <table> <tr> <td>基準額</td> <td>6か月以上</td> <td>4,496,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6か月未満</td> <td>2,248,000円</td> </tr> </table>	基準額	6か月以上	4,496,000円		6か月未満	2,248,000円
基準額	6か月以上	4,496,000円							
	6か月未満	2,248,000円							
障害児加配補助金	<p>(1)(2)豊中市障害児保育実施要綱に基づき障害児保育を実施すること。</p> <p>(3)上記(1)(2)に加え、厚生労働省通知「認可保育所等設置支援事業の実施について」に定める要件に基づき障害児保育受入促進事業を実施すること。</p>	<p>(1)(2)障害児保育実施のために配置した保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師の人事費</p> <p>(3)障害児保育受入促進事業の実施に必要な経費</p> <p>※ただし、以下の①～③のいずれかに該当する事業を除く。 ①他の負担金、補助金、交付金の対象となる事業 ②既存施設の改修を伴わない施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む) ③既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業</p>	<p>(1)障害児保育実施のための職員配置による補助基準額と補助対象経費(実支出額)を比較して低い方の額、(2)担任配慮に係る児童に対する補助額並びに(3)障害児保育受入促進事業の補助基準額と補助対象経費(実支出額)を比較して低い方の額の合計</p> <p>(1)障害児保育実施のための職員配置による補助基準額 (保育士・幼稚園教諭・保育教諭)基準額 =297,500円×対象延月数 (看護師)基準額 =311,800円×対象延月数 ただし、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金」又は「障害児保育加算」を受けている場合は、それらの人事費充当額を減じる。</p> <p>(2)豊中市による障害児童の保育体制の判定で「担任配慮」に係る児童1人当たり 月額 14,900円</p> <p>(3)障害児保育受入促進事業 基準額 1,029,000円</p>						
1歳児保育加算補助金	1歳児クラスにおける保育士1人当たりの担当児童数を5人とすること。	1歳児クラスの保育において施設が保育に直接従事する職員1人当たりの担当児童数を6人(国設運営基準)から5人(豊中市設備運営基準)とするために必要とする保育士の人事費	児童1人当たり 月額 11,640円						
アレルギー食対応調理員配置補助金	医師の指示により給食調理におけるアレルギー対応が必要な園児に対してアレルギー対応給食を提供し、配置基準を超えて調理員を配置すること。	アレルギー食等の対応のために配置した調理員の人事費(公定価格の基本分単価に含まれる調理員を除く。)	<p>補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額</p> <p>基準額=対象児童1人あたり5,500円×対象延月数</p> <p>給食実施が6日/週を下回る場合は、基準額=対象児童1人あたり5,500円×対象延月数×1週間で自園調理を行う日数/6日</p>						

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
一時預かり事業(一般型・災害特例型)	文部科学省・厚生労働省連名通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に基づき一時預かり事業(一般型・災害特例型)を実施すること。	一時預かり事業(一般型)の実施に必要な経費	<p>(1)一時預かり事業(一般型) 補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額とシステム導入加算および特別支援児童(障害児)加算の合計額</p> <p>基準額=300人未満…2,751,000円 300人以上900人未満…3,051,000円 900人以上1,500人未満…3,267,000円 1,500人以上2,100人未満…4,719,000円 2,100人以上2,700人未満…6,171,000円 2,700人以上3,300人未満…7,623,000円 3,300人以上3,900人未満…9,075,000円</p> <p>※ただし、利用人数が年間を通して0人の場合は補助対象外とする。</p> <p>システム導入している施設…1か所あたり 324,000円 ※利用人数に関わらず導入していれば補助対象とする</p> <p>特別支援児童(障害児)加算…1人あたり 日額 3,600円</p> <p>(2)一時預かり事業(災害特例型) ①と②の合計額</p> <p>①被災のため在籍する保育所等を利用できず一時的に一時預かり事業を利用する場合 …利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額(児童1人当たり月額) ※月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>②保育所等に在籍していないこどもが一時預かり事業を利用する場合…日額 4,650円</p>
地域子育て支援活動事業	世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、育児・教育相談、グループ交流事業、未就園児の親子の遊び場、親学習プログラム、未就園児の親のための学び場講座のうち2事業以上を実施すること。	(1)地域子育て支援活動事業の実施に必要な経費((2)を除く) (2)地域子育て支援活動事業を実施するために配置した保育士・幼稚園教諭・保育教諭の人員費 (3)マイ子育てひろば事業の実施施設に対する手当	<p>(1)と(2)と(3)の合計額</p> <p>(1)補助対象経費(実支出額)と基準額1,000円×在籍児数とを比較して低い方の額 ただし、認定こども園は基準額=500円×在籍児数 在籍児数は全歳児の年間平均在籍児数とする</p> <p>(2)補助対象経費(実支出額)と基準額=1,300,000円とを比較して低い方の額</p> <p>(3)マイ子育てひろば事業を実施し要件を満たす施設…1か所あたり300,000円 ※ただし、月途中から事業開始の場合は補助基準額は月割りとする</p>
外国籍乳幼児の入所に係る通訳事業	外国籍の保護者に対し、通訳をつけること。	外国籍の保護者に対する入所式、懇談会等時の通訳料に必要な経費(日常の通訳は対象外とする。)	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額=3,000円×利用児童数×3回
職員研修補助	職員の資質の向上を図ること。	職員に対する研修に要する費用	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額=20,000円+常勤職員数×2,000円+非常勤職員数×1,000円 ただし、職員数は各年度4月1日時点の実績とする (職種を問わず全職員)
最低保障制度	2・3号利用定員の各年齢に90%を乗じた児童数(小数第1位を四捨五入、以下「最低保障定数」という。)の計に対応した公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。	公定価格の基本分単価に含まれる職員の人員費	各年齢における2・3号入所児童数が当該施設の各最低保障定数を下回る場合、下回った児童数分について、施設型給付費及び地域型保育給付費並びに委託費の人員費相当分を補助する。 ただし、この制度の適用を受けた時は、翌年度の定員を見直すこと。2年間連続してこの制度の保障を受けることはできない。 また、児童の受け入れ数を利用定員未満に制限している場合は、この制度の保障を受けることはできない。 なお、年度途中の新設施設には最低保障制度は適用しない。
保育体制強化事業	厚生労働省通知「保育人材確保事業の実施について」に定める要件に基づき保育体制強化事業を実施すること。	保育体制強化事業を実施するために必要な経費	<p>補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額</p> <p>1. 保育支援者の配置 基準額=100,000円×対象延月数</p> <p>2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動等の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 基準額=45,000円×対象延月数</p> <p>②その他の場合 基準額=45,000円×対象延月数</p> <p>※①、②は1か所につき一方のみ</p> <p>3. スポット支援員の配置 基準額=45,000円×対象月数</p> <p>※1、2、3の対象月数の上限は12か月</p>

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
使用済みおむつ処理補助金	保護者によるおむつの持ち帰りの負担をなくし、施設にて処理する	おむつを処理するために必要な経費	3号認定児(0歳児から2歳児) 1人あたり月額300円 2号認定児(3歳児) 1人あたり月額150円 1号認定児(満3歳児および3歳児)1人あたり月額150円
物価高騰対応補助金	物価高騰による電気・ガス料金及び食材費の値上がりに伴う利用者の負担増加を抑える	物価高騰による費用	3号認定児 1人あたり月額575円 2号認定児 1人あたり月額570円 1号認定児 1人あたり月額480円